

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「記録計の点検業務」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2023年 2月28日
- (5) 納 入 場 所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504-36
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：タノ ミホ
担 当 者 名：太野 美穂
電 話 番 号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：mitano@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2022年 7月 6日（水） 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着（電子メール可）
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類（電子メール可）
・ 資格要件確認書に記載されている資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ① 成年被後見人
 - ② 未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）
 - ③ 破産者で復権を得ない者
 - ④ 競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。）
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2022年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2022年 6月17日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長事務取扱
理事 小林 功

提出方法 (いずれか)	⇒	電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒	可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長事務取扱

理事 小林 功 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

参加意思確認書

2022年6月17日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「記録計の点検業務」

2. 添付資料

(1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類

(2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類

(3) その他必要な書類

※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属

役 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メ ー ル

提出方法 (いずれか)	→ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	→ 可

資格要件確認書

※提出する資料名を記入してください。

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX設備の更新
 参加者名: ●●●●株式会社

請求元
 購買区分
 評価の有無

A
 有(下記のとおり)

確認項目	証明資料	センター記入欄		
		判定	判定理由	判定者
<p>社名を手書き又はゴム印で記入してください。 ※社印は不要です。</p> <p>業務の実施に十分な人員及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。</p>	●●資格証(写)			
<p>本書は、案件ごとに添付された書式を印刷して手書きで記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書等の書類と合わせて、入札仕様書等の提出期限までに郵送してください。</p>				
<p>① 国等の入札参加資格を有すること。</p>	<p>品質保証計画書 JIS Q 9001認証証明書 QMS体制図</p>			
<p>1.3 入札資格</p>	<p>国等の入札参加資格を証する書類</p>			
<p>2 技術確認事項</p> <p>2.1 技術能力の確認</p>	<p>●●資格証(写) □□証明書</p>			
<p>2.2 技術設備の確認</p>	<p>対象設備一覧</p>			
<p>2.3 物品性能の確認</p>	<p>① 納品される製品は、○○の性能要件を満たしていること。 製品のスペックがわかる資料(カタログ等)</p>			
<p>2.4 物品の実績の確認</p>	<p>① 過去5年間で、当該製品は、(耐震設計基準●クラス)で納入実績を示すこと。 納品実績表</p>			

センター記入欄は何も記入しないでください。

複数例示された資料から選択する場合は提出する資料名を手書きで囲んでください。

例示された資料と提出資料が異なる場合は手書きで実際の資料名に訂正してください。
 ※訂正印は不要

資格要件確認書						
契約番号:	312-039	請求元課室:	RSC 安全管理課			
契約件名:	記録計の点検業務	購買区分:	A・㊸			
参加者名:		評価結果:	合格、不合格（下記の通り）			
評価項目	確認項目	証明資料	センター記入欄			
			判定	判定理由	判定者	
1 業務の実施・管理体制等 ※購買品区分A・Bは必須(共通項目)	1.1 業務の実施体制	① 業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。	受注者及び発注先のISO9001 認証書(附属書含む)又は品質保証計画書など			請求元課室長
		② 必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品責、作業管理者等を含む)がとられていること。	実施体制図(契約案件の関連部署のみ) 受注者及び発注先のISO9001 認証書(附属書含む)又は品質保証計画書など			請求元課室長
	1.2 品質管理及び情報セキュリティ体制	① 受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	受注者のISO9001 認証書(附属書含む)又は品質保証計画書など			請求元課室長
	1.3※ 入札資格	① 国(独法を含む)または地方自治体の入札参加資格を有すること。	(例) 省庁統一資格	※契約担当部署にて対応		
	1.4 コンプライアンス	① コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)	無・有(改善内容を別添)			請求元課室長
		② 不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)	無・有(改善内容を別添)			請求元課室長
1.5 安全文化の育成	原子力安全を第1に考え、安全文化の育成・維持に努めていること	安全文化育成の教育・訓練実績が確認できる資料等			請求元課室長	

2 技術確認事項 ※仕様書の要求事項に応じ技術的な確認事項を定めること。本シートは、その例を示す	2.1 技術能力の確認					
	2.2 技術設備の確認					
	2.3 設計開発の確認					
	2.4 物品の実績の確認					
	2.5 その他の確認	①品質管理システムについて品質監査できること。	受注者の ISO9001 認証書(附属書含む)又は品質保証計画書など			請求元 課室長
注) 参加者は、各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し当該資料を添付のうえ契約担当者へ提出すること。						

記録計の点検業務
仕様書

2022 年度

公益財団法人核物質管理センター

目 次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 契約範囲及び業務内容	1
4. 納期	2
5. 引渡し場所	2
6. 支給品及び貸与品	2
7. 提出書類	3
8. 検収条件	3
9. 契約不適合責任	3
10. 特記事項	4
別表 点検対象機器及び点検内容等一覧	5

1. 件名

記録計の点検業務

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター(以下、「センター」という。)が所有する記録計の点検に係る仕様について定めたものである。

3. 契約範囲及び業務内容

(1) 契約範囲

- 1) 記録計の運搬
- 2) 消耗部品の交換
- 3) 記録計の点検
- 4) 提出書類の作成

(2) 業務内容

1) 記録計の運搬

受注者は別表「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す台数の記録計について引渡しの都度(3回)梱包し、点検前は5.に示す場所から受注者が点検を実施する場所までの間、点検後は受注者が点検を実施した場所から5.に示す場所までの間を運搬すること。運搬は3回に分けて実施するものとし、運搬日については、センターと調整の上決定すること。

2) 消耗部品の交換

受注者は以下の部品を調達し、6.(1)で支給する部品と合わせて、管理番号 PR-7 (製造番号：S5L106823)、管理番号 RP-8 (製造番号 S5L111118) の部品交換を行うこと。

- | | |
|----------------------|-------|
| ① ディスプレイ (B8800CA) | : 1 個 |
| ② フレーム (B8801CT) | : 1 個 |
| ③ サービスパーツ (B8800XD) | : 1 個 |
| ④ レバーベアリング (B9900RP) | : 1 個 |
| ⑤ ペンサーボ (B8800GG) | : 4 個 |
| ⑥ 内部照明 LED (B8800CR) | : 2 個 |

3) 記録計の点検

受注者は3回に分けて引渡しを受けた記録計について、引渡し毎に別表「点検対象機器及び点検内容等一覧」の「点検内容」に示す点検を実施すること。また、点検実施後、当該機器に点検年月が記載されたシールを貼付すること。

4) 提出書類の作成

受注者は7.に示す書類を作成し、センターへ提出すること。

4. 納期

2023年2月28日

5. 引渡し場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108
日本原燃株式会社再処理事業所内指定場所

6. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

1) 型式及び数量

- | | |
|----------------------|-------|
| ① ディスプレイ (B8800CA) | : 1 個 |
| ② フレーム (B8801CT) | : 1 個 |
| ③ サービスパーツ (B8800XD) | : 1 個 |
| ④ レバーベアリング (B9900RP) | : 1 個 |
| ⑤ ペンサーボ (B8800GG) | : 4 個 |

2) 引渡し場所: 5.に示す場所

3) 引渡し方法: 直接渡し

4) 引渡し時期: 3.(2)に示す機器の引渡し時

5) 返却時期: 作業終了後速やかに

6) 返却方法: 直接渡し

(2) 貸与品

1) 別表の「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す機器

- | |
|--------------------------------|
| ① 数量: 別表「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す台数 |
| ② 引渡し場所: 5.に示す場所 |
| ③ 引渡し方法: 直接渡し |
| ④ 返却時期: 作業終了後速やかに |
| ⑤ 返却方法: 直接渡し |

7. 提出書類

受注者は以下の書類を提出時期までにセンターに提出すること。なお、承認返却が必要な書類については受注者が準備すること。資格要件確認時に提出した書類と相違ない場合は提出を不要とする。

No.	書類名	提出時期	部数
1	品質保証計画書	契約後速やかに	1部
2	工程表 ^{*1}	作業開始2週間前までに	1部
3	点検要領書 ^{*2*4}	作業開始2週間前までに	1部
4	点検報告書 ^{*3*4}	作業終了後速やかに	1部
5	打合せ議事録 ^{*5}	打合せ終了後速やかに	1部

*1 工程表はセンターと作業日を調整した上で作成すること。

*2 点検要領書には、センターが提示する別表「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す点検項目、点検内容、判定基準を記載すること。また、点検内容については手順を明確に記載すること。

*3 点検報告書には、点検結果及び点検結果の所見を記載すること。また、点検報告書に記載する内容の詳細は、センターと調整すること。

*4 作業で使用する機器は、国家標準又は国際標準にトレーサビリティを有するものとし、その証明書を点検要領書及び点検報告書に添付すること。

*5 打合せ議事録については、打合せを行った場合、その都度提出すること。なお、打合せを行わなかった場合、提出は不要とする。

8. 検収条件

3.に示す業務が実施され、7.に示す全ての書類が提出されたことをもって検収とする。

9. 契約不適合責任

(1) 受注者は当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。

(2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

10. 特記事項

- (1) 受注者は本仕様書に記載されている物品について、法令等に基づく届出等の必要がある場合や、届出等が必要になる可能性がある場合は、その内容及び方法について情報を提供すること。
- (2) 受注者はセンターの設備を損傷させた場合は、直ちにセンターに報告するとともに、速やかに修理又は同等品との交換を無償で行うこと。
- (3) 受注者は本業務の実施により取得した各種データ、点検結果を点検報告書に記載すること。
- (4) 受注者はセンターが技術仕様等に対する受注者の技術的能力を確認するために必要な情報を提供すること。
- (5) 受注者は必要に応じ、センターが実施する品質監査（技術的能力、品質マネジメント体制等に関すること）を受けること。
- (6) 受注者は本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うこと。

以 上

別表 点検対象機器及び点検内容等一覧

点検対象機器	製造者	型式	台数	点検項目	点検内容	判定基準
記録計	横河電機株式会社	μR10000	8	外観点検	目視にて機器表面の確認を行う。 本体及び内部の清掃を行う。	有害な変形及び破損等が無いこと。 本体及び内部が清掃されていること。
				動作点検	テストモードにより初期状態、表示機能、入力機能、バッテリーバックアップ機能の操作確認、ペン及び打点位置の調整を行う。 模擬入力による指示記録特性確認を行う。	各種機能共、正常に動作すること。 測定精度： 入力値に対し、±0.1%以内であること。 記録精度： 入力値に対し、±0.3%以内であること。